

機能補完補助における開放型自治会館の定義について(案)

平成27年5月21日 公共施設再配置推進課作成

1 新たに建設する自治会館の取扱方針について

開放型自治会館などの建設等に係る支援として、従来の補助に加えて、機能補完補助を設け、建物は現在の補助率に15%（全体の75%）、用地は20%（全体の50%）の補助率を上乗せする方針が決定しています。

建物 上限1,800万 機能補完補助適用の場合 上限なし

現在の補助 60%	機能補完補助 15%	自治会自己負担 25%
--------------	-----------------------	----------------

用地 上限1,050万 機能補完補助適用の場合 上限なし

現在の補助 30%	機能補完補助 20%	自治会自己負担 50%
--------------	-----------------------	----------------

2 機能補完補助における「開放型自治会館」の定義（案）

自治会館だけの機能や使用にこだわらず、「開放型」として自治会館機能に加え、公の施設の機能補完的役割を有した多目的施設として、地域の力による地域住民に親しまれる開放された地域コミュニティ施設を目指すため、機能補完補助による上乗せ補助をもって「開放型」を推奨していくものです。

しかし、機能補完補助は、特定地域住民の地域施設にさらに税金を費やすものであるため、補助を採択するにあたり、公の役割を担う一定の条件設定が必要であると考えます。

- 視点 ・ 公の施設の機能補完をするなど、公の機能の役割を果たすこと
- ・ 地域による独立した独自性のある運営を目指すこと

(1) 機能補完補助対象メニュー（案）

「必須機能」かつ「選択機能から一つ以上」の機能を有すること

必須機能	レンタルスペース事業（公民館機能補完）	
選択機能	①	サロンのコミュニティ空間の提供 （児童館・老人いこいの家機能補完）
	②	公益目的事業 （高齢者福祉、子ども育成、健康増進等）
	③	自治会からの提案事業 （地域活性化事業等）

3 各機能補完補助対象メニューについて

(1) 必須機能 **レンタルスペース事業（公民館機能補完）**

自治会館のレンタルスペースの実施。

「開放型」は、従来の公民館での貸室業務などの機能補完を期待しています。そこで、レンタルスペースとして、一般開放の貸館業務を必須機能とします。

必須とする理由は、機能補完として比較的事例も多く実現しやすいこと、また、開放による使用料を、維持管理や修繕費用などの財源とすることで、負担軽減を図ることができるからです。

また、開放対象としては、公の機能を補完するということから、会員のみならず、会員を含む団体に開放することを条件とします。

なお、使用料は、設定することが望ましいですが、自治会での判断となりますので、有料・無料は問いません。しかし、自治会館の空き時間を有効活用し、維持管理の財源として、使用料を設定することが良いのではないかと考えます。

(2) 選択機能

① **サロンのコミュニティ空間の提供（児童館・老人いこいの家機能補完）**

自治会館を地域住民に開放し、子どもから高齢者まで、地域住民が年齢に関係なく気軽に足に運び、飲食やおしゃべり、体操やゲームなどを通じ、仲間づくりや生きがいづくり、居場所づくりが実践できる、地域サロンのようなコミュニティ空間としての開放の実施。

できれば、開放は毎日が望ましいですが、一定の開放日を設け実施することも考えられます。

② **公益目的事業の実施**

高齢者福祉・健康増進・子ども育成等の地域住民に寄与する公益目的事業の実施。

③ **自治会からの提案事業の実施**

自治会からの提案による、地域の実情に合わせた独自性のある公の役割の機能を有する事業の実施。ただし、市が認めたものに限りです。

地域自らのやる気や発想力により、自治会館が、地域住民に親しまれる地域コミュニティ施設として有効活用されるための創意工夫と熱意ある提案に期待するものです。